

(略)

東京都監査委員	伊 藤 ゆ う
同	伊 藤 こういち
同	茂 垣 之 雄
同	岩 田 喜美枝
同	松 本 正一郎

令和 5 年 1 月 2 0 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第 2 4 2 条第 5 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求において、請求人らは、運賃を支払わずに都営バスに乗車した職員 A に対しその未納額を確定させた上で返納を求めるとともに、都の業務用パソコンを職員らが不正に利用したとして、当該職員ら等に対しその交換等に要した費用の返還等を求めているものと解される。

法第 2 4 2 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財産の管理を怠る事実等の違法・不当な財務会計上の行為等があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。監査請求を行うに当たり請求人は、自らが問題とする財務会計上の行為等の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示する必要がある。

1 本件請求のうち都営バスの運賃の返納を求める部分について

請求人らは、職員 A が令和 2 年 1 0 月 1 3 日から同年 1 2 月 1 日までの間、通勤で都営バスを利用した際に運賃を支払わずに複数回乗車したこと（以下「本件事故」という。）について、地方公務員法に基づく懲戒処分（令和 4 年 9 月 2 0 日付。以下「本件処分」という。）が行われたにもかかわらず、都交通局（以下「局」という。）が職

員Aの未納運賃の金額を確定せずその返納を求めていることは、局が職員Aに対し有する不当利得返還請求権の不行使であり債権（財産）の管理を怠る事実の違法・不当があると主張しているものと解される。

このことについて、予備的調査によれば、局は、本件処分的前提となる無賃乗車回数を15回として算定した未納運賃の金額に、東京都乗合自動車条例に基づいて当該未納運賃と同額の割増運賃を加算し、令和4年9月14日に、職員Aに対し合計6,300円を支払うことについて覚書の作成を求めたところ、職員Aの同意が得られていないとのことであった。

請求人らは、局の債権が不行使とされている根拠として、局がいい加減で無責任な対応であること、また不適正受給で懲戒処分とされた別の事案を挙げて全額返納を申し出ているために停職期間が本件処分よりも短いものとなっており、本件処分では職員Aに返納を求めない何か別の理由がある可能性があること、などを主張するが、本件請求書及び事実証明書からは、これらの根拠を裏付けるものは見当たらず、これらの主張は、債権の管理を怠る事実の違法・不当について具体的、客観的に摘示していない。

なお、請求人らは、「料金を取らなかったバス乗務員等から事情聴取し」職員Aの「未納運賃を確定」することを求めていることから、局が職員Aに対し提示した無賃乗車回数と請求人らが主張する無賃乗車回数とが異なるため、無賃乗車回数に関する事実の解明を求めていると解する余地がある。また、請求人らは、本件事故において職員Aの不正乗車に関与したとされる他の職員ら（以下「本件職員ら」という。）への処分が無いことは理解できないなどと主張する。しかしながら、これらの主張は、本件処分や本件職員らに対する懲戒処分の適否を問うているものであり、人事行政上の事柄であって、財務会計上の事柄ではない。

2 本件請求のうち業務用パソコンの不適正利用に係る交換費用等の請求を求める部分について

請求人らは、局のX営業所にある都の業務用パソコン（以下「本件パソコン」という。）が不適正に利用されたこと（以下「本件行為」という。）が原因で、本件パソコンの調査・撤去・交換等に要する費用（以下「本件費用」という。）が発生したとして、本件行為をしたとする職員B及び本件パソコン画面を見ていたとする職員Cに対し事情聴取をし、本件費用の返還を求めるとともに、その管理監督者に対しても損害補填の措置等を求めていると解される。

このことについて、予備的調査によれば、局は、業務用パソコンの不具合等が生じ

た場合、必要により代替機への交換をしており、本件パソコンについては、局での検証後、異常がないことを確認し、別の事業所に配備しているとのことである。したがって、本件パソコンが交換等に至ったことは局が一般に行う業務用パソコンの管理の範囲内であり、本件行為によって都に損害が発生しているものではなく、請求人らの主張は請求の前提を欠くものと言わざるを得ない。

なお、請求人らは、本件パソコンについて「朝、インターネットを立ち上げたとき、映画などを見た画面の閲覧記録があった」ことや「特定の人アカウントから」非公開のはずの映像ファイル名が表示されていたことなどを指摘し、本件行為について職員Bの違法行為であり、管理監督者も賠償責任を負うのは当然と主張していることから、本件行為は懲戒処分の対象となる旨主張しているとも解されるが、上記1のとおり懲戒処分の適否は、人事行政上の事柄であって、財務会計上の事柄ではない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。